

協議第70号関係資料（協議項目24-2-）

地域組織振興助成実績

(円)

年度	伊那市				高遠町				長谷村			
	団体	事業内容	事業費	助成額	団体	事業内容	事業費	助成額	団体	事業内容	事業費	助成額
平成14	上新田子供御輿保存会	御輿ほか	1,668,450	834,225	黒沢マレットゴルフ	マレットゴルフコースの設置	213,000	100,000	区	地域内交流	2,000,000	1,000,000 基金充当 (1,000,000)
					ふきのとう	高遠を訪れた方たちの観光案内	251,125	100,000	ざんざ節保存会	三味線ほか修繕 太鼓購入	226,000	113,000 基金充当 (113,000)
					桑の実グループ	花作りによる地域おこし	162,363	81,181				
平成15	坂下睦会	提灯、半纏ほか	2,325,000	1,162,000	小原の花火実行委員会	伝統行事の復活	844,992	100,000	区	地域内交流	2,973,521	1,000,000 基金充当 (1,000,000)
					高遠ミニバスケットボールクラブ	スポーツ振興	636,724	100,000	浦	ポール設置	1,295,000	750,000 基金充当 (750,000)
	上牧昭和会	長持ち、備品ほか	810,250	405,000	山村文化記録保存クラゲ	地域文化の記録、保存	200,078	100,000	非持山	区条例整備	313,272	156,000 基金充当 (156,000)
					高遠ジュニアバレーボールクラブ	スポーツ振興	432,577	100,000	非持	御輿物置他	1,496,057	94,000 基金充当 (94,000)

(参考)

対象	他のコミュニティ組織のモデルとなる活動 (郷土芸能および祭りの伝承、文化・学習活動など)	地域の元気おこしの推進に関する事業 (地域の活性化に寄与、産業経済的な分野の向上に寄与、地域間、都市との交流など)	うるおいのある里づくり事業 地域振興を図る団体の事業 (地域活性化事業、郷土芸能育成事業、その他)
補助額	活動に要する経費の1/2以内(150万円上限) 平成16年度より120万円上限	活動に要する経費の1/2以内(10万円上限)	事業費30万円未満は、補助率50/100以内 事業費30万円以上は、その都度村長と協議
対象外	施設整備、経費が30万円未満のもの 前回の交付から10年以上経過していない場合	会員の飲食代 一団体一回とする	

協議第70号目関係資料(協議項目24-2- )

地域振興に係る基金一覧

基金名称	伊那市	高遠町	長谷村
ふるさと創生基金	自ら考え自ら実践する地域づくり事業に要する費用の財源に充てる。 【自ら考え自ら実践する地域づくり事業基金】	ふるさと創生事業財源を積み立てるため設置する。 (運用益金の処理) 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。 (基金の処分に該当する場合) ふるさと創生事業に必要な経費に充てるとき。	ふるさと創生事業財源を積み立てるために設置する。 (運用益の処理) 基金の運用から生じる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。 (基金の処分) ふるさと創生事業に必要な経費に充当するとき。
文化振興基金	市民の文化活動の充実と文化振興を図るため設置する。 基金の額は、1億円とする。 (運用益金の処理) 基金の運用から生ずる益金は、一般会計歳入歳出予算に計上して、目的のために要する経費に充てるほか、この基金に編入するものとする。  文化団体が、伊那市又は伊那市教育委員会が共催又は後援をする事業で、長野県伊那文化会館を使用したときの使用料に対し補助金を交付する。 (補助金額)使用料の3分の2(入場料を徴する場合は、2分の1)以内の額とする。		
地域振興開発基金		高遠町の地域振興及び開発を円滑に進めることを目的として設置する。 (運用益金の処理) 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。 (基金の処分に該当する場合) 地域振興開発事業に必要な経費に充てるとき。	長谷村の地域振興及び開発を円滑に進めることを目的として設置する。 (運用益の処理) 基金の運用から生じる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。 (基金の処分) 地域振興開発事業に必要な経費に充当するとき。
過疎地域振興基金			長谷村過疎地域振興事業に充当するため設置する。 (運用益の処理) 基金の運用から生じる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。 (基金の処分) 過疎地域振興事業に必要な経費に充当するとき。